

港湾保安管理士資格認定事業実施規程

制定 平成 20 年 5 月 14 日

改訂 平成 25 年 2 月 15 日

(総則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本港湾協会が実施する「国際港湾施設の保安に関する知識及び能力を有する者の認定」に係る事業(以下「認定事業」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(認定事業の目的)

第 2 条 本認定事業は、国際港湾施設の保安に関する知識及び能力を有する者を「港湾保安管理士」として認定し、港湾の保安業務に関する専門知識、能力等を有する人材を育成するとともに、港湾保安の重要性についての対外的な評価を向上させ、確実に適切な保安業務の実施に資することを目的とする。

(港湾保安管理士資格制度委員会の設置)

第 3 条 港湾保安管理士の認定事業を適切に運営するため、「港湾保安管理士資格制度委員会」(以下「資格制度委員会」という。)を設置する。

なお、資格制度委員会の運営に関しては、会長が定める「港湾保安管理士資格制度委員会規則」による。

(資格の区分)

第 4 条 港湾保安管理士は、1 級と 2 級とし、次の知識及び能力を有する者を認定する。

- (1) 1 級港湾保安管理士は、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(以下「国際船舶・港湾保安法」という。)に規定する埠頭保安管理者又は水域保安管理者として備えるべき知識、能力。
- (2) 2 級港湾保安管理士は、埠頭保安管理者又は水域保安管理者の下で保安業務に従事する保安従事者として備えるべき知識、能力。

(認定の方法等)

第 5 条 1 級港湾保安管理士及び 2 級港湾保安管理士の認定は次によるものとする。

- (1) 1 級港湾保安管理士は公益社団法人日本港湾協会が実施する試験により認定する。また、公益社団法人日本港湾協会と特定非営利活動法人港湾保安対策機構が共同で実施する「港湾施設保安職員講習」(以下「保安講習」という。)の中で行われる「習熟度試験」により 1 級港湾保安管理士相当修了者と判定された者から申請を受けて認定する。
- (2) 2 級港湾保安管理士は保安講習の受講修了証を添えた申請を受けて認定する。
- (3) 1 級港湾保安管理士、2 級港湾保安管理士の認定方法等に関する細目事項については、別に定める「港湾保安管理士資格認定事業実施細則」による。

(受験対象者及び受験資格)

第6条 1級港湾保安管理士の認定試験の受験対象者及び受験資格は次による。

(1) 受験対象者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 2級港湾保安管理士資格保有者
- ② 国土交通省において、国際船舶・港湾保安法第3章に規定する国際港湾施設の保安の確保に関する事務に従事する者
- ③ 国際船舶・港湾保安法に規定する埠頭保安管理者又は水域保安管理者
- ④ 国際船舶・港湾保安法施行規則第56条第5項に規定する埠頭保安従事者又は第66条第5項に規定する水域保安従事者
- ⑤ 上記②、③、④の職に従事することが予定される者

(2) 受験資格は、次のいずれかの条件とする。

- ① 港湾の保安業務に関する1年以上の実務経験を有し、2級港湾保安管理士の資格を有すること。
- ② 港湾の保安業務に関する2年以上の実務経験を有すること。
- ③ 防災等の危機管理業務に関する2年以上の実務経験を有し、2級港湾保安管理士の資格を有すること。

(港湾保安管理士試験委員会の設置)

第7条 認定試験を実施するため「港湾保安管理士試験委員会」(以下「試験委員会」という。)を設置する。

なお、試験委員会の運営に関しては、会長が定める「港湾保安管理士試験委員会規則」による。

(資格認定登録、資格認定証の交付等)

第8条 港湾保安管理士として認定した場合は、「港湾保安管理士登録原簿」に登録するとともに、資格認定証を交付する。

なお、登録、資格認定証、有効期限、更新及び変更の細目については別に定める。

(実施細則)

第9条 本規程において別に定める細目事項は、会長が定める「港湾保安管理士資格認定実施細則」による。

附則 本規程は、平成25年4月1日から施行する。